備考　1　本様式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに１枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者が設置するいずれかの事業所の報告又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。
2　提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
3　全ての欄に記載する必要はないこと。
4　記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
5　特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
6　事業所番号の欄には、様式第１第６表の事業所番号を記載すること。
7　温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
8　温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
9　温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。
10　温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。
11　その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の移転及び取得に関すること、再生可能エネルギーの環境価値として第三者機関の認証を受け発行される証書の購入量、事業者のサプライチェーン全体における温室効果ガス排出量の情報等、１から４までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。
12　担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
13　※の欄には、記載しないこと。
14　本様式の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

備考　1　本様式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに１枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者が設置するいずれかの事業所の報告又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。
2　提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
3　すべての欄に記載する必要はないこと。
4　記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
5　特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
6　事業所番号の欄には、様式第１第６表の事業所番号を記載すること。
7　温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
8　温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
9　温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。
10　温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。
11　その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第６条１に規定する事業、京都議定書第 12 条１に規定する低排出型の開発の制度に係る事業活動等の内容及びこれらに係る排出削減単位及び排出削減量の移転及び取得に関すること等、１から４までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。
12　担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
13　※の欄には、記載しないこと。
14　本様式の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。